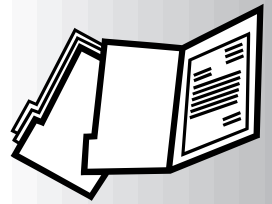


給与支払 報告書等の 提出について



今 年も給与支払報告書などを提出していただく時期になりました。

次の事項にご留意のうえ、提出いただくようお願いします。また、郵送でも受け付けています。

提出期限
1月31日(月)

毎年、期限が近くなりますと、窓口が大変混雑しますので早めの提出をお願いします。

提出先

洞爺湖町役場税務財政課(〒049 5692 洞爺湖町栄町58番地)

提出書類

給与支払報告書の総括表及び個人別明細書(洞爺湖町在住者分)

給与支払報告書(個人別明細書)について

住所は、平成23年1月1日現在で実際に住んでいる住所を

記入してください。

住民票がない場合でも、通年その市区町村で生活していた場合、その市区町村にて道町民税を課税することになりますので、事業所に住民登録地を再確認する場合があります。

摘要欄について、控除対象配偶者および扶養親族の氏名と続柄を記入してください。

受給者が単身赴任しているなどの理由で扶養者と住民登録地が異なり、該当市区町村で世帯員の確認がとれない場合についても、事業所に扶養者の氏名、生年月日を再確認する場合があります。

途中就職の場合は、必ず前事業所名、前事業所での給与・社会保険料・源泉徴収税額、退職年月日を記入してください。記載がない場合、前職分を合算して年末調整済みでも、前職分を再度加算して計算してしまつ

ことになり、年末調整後の所得税額が合わなくなる場合があります。このとき、該当市区町村では内容の確認が出来ませんので、内容不明で税務署の連絡や、住民税が例年より高く課税されたりします。

個人別明細書について、希望または連絡事項などがありましたら摘要欄などに記入してください。(徴収方法、訂正分、追加分など)

受給者一人につき2枚(市区町村提出用)を1組として提出してください。一番下についている源泉徴収票(交付用)は受給者にお渡しください。

また、一般の受給者は緑色、役員や500万円以上の受給者はオレンジ色の給与支払報告書で作成してください。

平成22年中に支払われた給与金額の多少にかかわらず、全員(パート、アルバイトなども含みます)の個人別明細書を提出していただくようお願いいたします。

個人別明細書は年末調整関係資料とともに税務署から送られています(11月中旬に送付済み)。不足資料については、室蘭税務署または役場税務財政課にも用意してあります。

償却資産の申告を忘れていませんか?

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用の資産(構築物、機械、器具、備品など)のことをいい、所得税法、法人税法で減価償却費として必要経費又は損金に算入されるものです。

償却資産の申告にあたっては、法人事業所は固定資産台帳や法人申告書を、個人事業者は所得税確定申告書の減価償却明細書や固定資産の管理帳簿などをもとに行ってください。

確定申告書の減価償却明細書に、控除される経費として事業用資産の申告がなされていても、償却資産申告書には、その資産の記載が漏れているといったことのないよう、必ず確認のうえ適正な申告をお願いいたします。

申告は1月31日(月)までに



具体的な記入方法は、年末調整関係資料とともに送付されている「平成22年分年末調整のしかた(国税庁)」を参考にしてください。

問合せ

室蘭税務署管理運営部門
0143 22 4151

洞爺湖町役場税務財政課
74 3003